

## 副業・兼業人材活用促進補助金 Q&A

Q1 本補助金の概要について教えてください。

A1 「過去に一度も三重県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業・兼業人材の活用を行ったことがない中小企業等」を対象としており、補助対象経費等は下記の表のとおりです。

また、副業・兼業人材との契約期間は6か月を上限とします。

補助対象経費	内容	補助率	補助限度額
副業・兼業人材に支払う報酬	副業・兼業人材に支払う報酬	10分の8以内	500千円
副業・兼業人材の確保に係る人材紹介手数料	登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料		
副業・兼業人材の業務従事に係る交通費・宿泊費	補助事業に従事するため、就業地(県内に限る)まで公共交通機関で移動する際の交通費(航空費、鉄道費)及び就業地で宿泊する際の宿泊費とする。交通費は、三重県旅費規程により、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。また、往路、復路を対象とする。		

Q2 対象となる企業の要件について、詳しく教えてください。

A2 「過去に一度も三重県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じた副業・兼業人材の活用を行ったことがない中小企業等」を対象としています。補助金申請時にその旨の誓約書を提出していただきます。

また、三重県プロフェッショナル人材戦略拠点において、これまでに支援(マッチング)をしていない企業かどうかの確認を行います。

また、これまで三重県プロフェッショナル人材戦略拠点で常勤雇用のみでの支援を行った企業については、対象となります。

Q3 複数人の副業・兼業人材の活用を同時に開始した場合、複数人分に係る経費が対象となりますか。

A3 同時に複数人の活用を開始した場合は、その中の1人分のみを補助対象とします。

Q4 副業・兼業人材との契約期間は、6か月が上限とのことだが、契約期間が7か月の契約をした場合、6か月分の経費が対象となるということですか。

A4 副業・兼業人材と6か月を超える契約をした場合、6か月までの経費を含め、すべて補助対象となりません。また、交付決定を受けたのち、副業・兼業人材と契約を更新し、6か月を超える契約となった場合も同様に、すべての経費が補助対象外となり、交付決定の取り消しとなりますのでご注意ください。

Q5 活用する副業・兼業人材の活動拠点、居住地に条件はありますか。

A5 副業・兼業人材の主たる活動拠点、居住地に制限はありません。

Q6 対象となる副業・兼業人材の交通費について、下限額はありますか。

A6 下限額はありません。

Q7 三重県プロフェッショナル人材戦略拠点を通さずに、副業・兼業人材を活用した場合でも補助対象になりますか。

A7 三重県プロフェッショナル人材戦略拠点を通さずに、副業・兼業人材を活用した場合は、補助対象になりません。副業・兼業人材の活用をお考えの場合、まず、三重県プロフェッショナル人材戦略拠点にご相談ください。

三重県プロフェッショナル人材戦略拠点では、各企業に必要なプロフェッショナル人材像を明確化するための助言を行うとともに、人材紹介事業者と連携しながら、必要な人材の活用に関する調整を行っています。

[三重県プロフェッショナル人材戦略拠点]

ホームページ <http://www.miesc.or.jp/projinzai/>

電話番号 059-253-3888

住所 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階

Q8 人材紹介事業者はどこを利用しても構いませんか。

A8 「『三重県プロフェッショナル人材戦略拠点事業』人材紹介事業者登録要領」に基づき、三重県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施する事業に参画する人材紹介事業者として三重県知事に登録された事業者に限ります。登録事業者については、以下の三重県プロフェッショナル人材戦略拠点ホームページをご参照ください。

<http://www.miesc.or.jp/projinzai/regist/>

Q9 本社は三重県内ですが、三重県外の事業所で副業・兼業人材を活用する場合は補助対象になりますか。

A9 三重県外の事業所の業務に従事していただく場合は対象となりません。

Q10 既に専門人材を副業・兼業の形で活用していますが、過去に支払った経費も補助対象となりますか。

A10 補助対象にはなりません。

なお、申請については、副業・兼業人材の業務開始5日前までに申請書を提出していただく必要があります。

Q11 補助対象となる経費の支払い期間は制限がありますか。

A11 交付決定日から令和9年2月26日(金)までに支払った経費が対象となります。支払いを完了のうえ、令和9年2月26日(金)までに実績報告書を提出する必要があります。

Q12 親会社から子会社へ専門人材を出向または転籍させた場合、補助対象となりますか。

A12 親会社等、資本関係を有する企業等で雇用されている者を副業・兼業人材として活用する場合は補助対象となりません。

Q13 社長の息子を副業・兼業人材として活用する場合、補助対象となりますか。

A13 事業主又は役員の三親等以内の親族を副業・兼業人材として活用する場合は補助対象となりません。

Q14 現在、会社を手伝ってくれている知人を、副業・兼業人材として活用したいが、補助対象となりますか。

A14 外部人材を活用して経営向上等を促進するという補助金の趣旨から、会社の関係者等を活用する場合は補助対象となりません。

Q15 医師免許等の資格を有するものを活用する場合、補助対象になりますか。

A15 例えば、人手不足解消のために医師が医療法人で医師として業務に従事する等、士業や医師等の専門資格を有する者がその資格に直接関係する業務に従事する場合(企業の経営課題の解決のための業務には従事しない場合)は補助対象外です。

ただし、例えば、社会保険労務士有資格者が副業・兼業の形で就業規則を作成する等、企業の経営課題の解決のための業務に従事する場合は補助対象となります。

Q16 補助対象として交付決定を受けた場合、補助率8/10で必ず受給することができますか。

A16 募集期間内に予算額を上回る申請があった場合、補助率を下回る金額に減額して交付決定を行う場合があります。

Q17 給与や庶務などの定型的業務に従事してもらうことを想定していますが、補助対象になりますか。

A17 本事業は、県内中小企業等が、専門的な知識・経験を有する人材を副業・兼業の形で活用し、DXの推進やデジタル化、その他自社の経営課題の解決を支援することを目的として実施するものです。よって、マニュアルに基づく定型的な業務や単純作業など、副業・兼業人材の専門的な知見やノウハウを必要としない業務に従事する場合は対象となりません。三重県プロフェッショナル人材戦略拠点への相談時及び補助金交付申請時に、受入企業において副業・兼業人材の活用内容や見込める効果などを確認させていただきます。

Q18 登録人材紹介事業者に支払う経費について、人材紹介手数料とその他の経費が明確に切り分けられない場合は、どこまでが補助対象となりますか。

A18 経費の内訳を確認し、当該経費のうち、人材紹介手数料部分であることが判断できる部分のみ、補助対象となります。切り分けられない場合は補助対象外となります。

Q19 業務委託契約について、副業・兼業人材個人ではなく、副業・兼業人材が所属する法人と契約しても補助対象となりますか。

A19 本事業は、地域企業が副業・兼業人材個人を活用する場合の経費について補助対象としており、法人との業務委託契約となる場合は、原則補助の対象外となります。但し、人材側の所属企業の就業規則等の関係で、法人と業務委託を結ばざるを得ない場合は、その人材のみが業務に従事するという（契約が本質的に当該個人に紐づいていること）が、契約上明示されている場合に、例外的に補助対象として認めるものとします。

#### 【手続き】

Q20 事業完了後に必要な手続きはありますか。

A20 事業完了後に、実績報告書(第7号様式)により事業の実績を報告していただきます。実績報告をいただいた後に、事業及び経費の内容等を確認する検査を行いますので、副業・兼業人材や登録人材紹介事業者と取り交わした契約等の詳細が確認できる書類や勤務状況が確認できる書類等を保管・整理しておいてください。事業の関係書類は、事業完了年度から5年間保存してください。

#### 【他の補助金等との併給】

Q21 他に国の補助金も併せて申請していますが、両方受給することは可能ですか。

A21 国や他の自治体等から当該副業・兼業人材に係る本補助金と同趣旨の補助金等を受給する(した)場合は、本事業に申請できません。

なお、本補助金の交付決定後に他の補助金を受給している事実が判明した場合は、その決定を遡って取り消すとともに、既に補助金を支給している場合は、その全額を返還していただきます。